

## 平成26年度税制改正に関する要請

中核市がその機能や役割を十分果たしていくためには、自主的かつ安定的な都市財政運営に必要な財源の確保が不可欠である。中核市はもとより、地方が極めて厳しい財政状況にあることから、平成26年度税制改正に関し、以下の事項について十分配慮するよう、強く要請する。

### 1 車体課税の見直しに伴う安定的な代替財源の確保について

自動車取得税及び自動車重量税については、平成25年度与党税制改正大綱において見直しの方向が示されるとともに、平成26年度税制改正で見直しに係る具体的な結論を得ることとされているところである。

こうした中、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成25年10月1日閣議決定）で、経済政策パッケージとして見直しに取り組むことが決定され、年末に向けて議論が進められるものと考えられる。

自動車取得税はその税収の約7割が交付金として、自動車重量税はその税収の約4割が譲与税として、それぞれ配分されており、平成25年度予算の地方財政計画ベースで市町村において約4,000億円の収入が見込まれ、都市基盤整備など行政サービス実施のための貴重な財源となっている。

こうしたことから、自動車取得税及び自動車重量税を見直す際には、行政サービスの安定的な提供を図るため、市町村に確実かつ安定的な代替財源を措置することとし、これが示されない限り、財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。

### 2 償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持について

企業の設備投資環境を改善し、国内産業の空洞化を防ぐ観点から、償却資産に対する抜本的な見直しを求める要望が関係省庁からなされ、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」（平成25年10月1日決定）において、先端設備の投資を促す税制として引き続き検討することとされたところである。

固定資産税は、市町村税収の大宗を占める基幹税目として、安定的な行政サービスの提供に欠くことのできないものであり、その収入の動向は、中核市を含めた基礎自治体の行財政運営を大きく左右するものである。

また、償却資産に対する課税については、中核市においても行政区域に多くの工場等が立地していることから、見直しによって多大な影響を受けることとなる。

こうしたことから、固定資産税については引き続きその安定的確保を図るべきであり、とりわけ償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点からの見直しは行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

### 3 ゴルフ場利用税の現行制度の堅持について

ゴルフの振興により生涯スポーツ社会の実現を図る観点から、ゴルフ場利用税の廃止を求める要望が関係省庁からなされているところである。

しかしながら、ゴルフ場利用税については、その税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に対する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

平成25年11月8日

中核市市長会